

平成27年度 下半期の講座・講演会の紹介

八王子市男女共同参画センターでは、年間を通して男女共同参画に関する様々な講座や講演会を開催しています。

本号では、下半期に実施し、ご好評いただいた講座や講演会の様子を報告すると共に、今後募集予定の講座について紹介します。

12月8日開催

<保護者対象講座>

思春期の男の子のココロと身体の変化のお話



保護者が思春期の男の子の心と身体の変化について正しい知識を学ぶことで、将来、異性を大切にできる心を育むことにつながります。男の子への適切なサポートができるように、開催した講座です。

この講座では、生命誕生の感動的な映像を視聴し、講師から男の子の体のしくみや思春期の男の子との接し方などについての講話を聞いた後、参加者同士が保護者の立場から考えるワークを行いました。

講師からは、まずは「誕生してくれてありがとう」という気持ちを子どもに伝えてほしいとお話がありました。それが子どもの自尊心を育てることにつながります。そして、自分自身の体を大切にすること、男女の体の違いを理解すること、自分自身をコントロールすることを伝えてほしいとのことです。

思春期の男の子は、体の変化に心がついていかず、不安定になることがあります。子どもにどのように接したらよいか戸惑うことがあるかもしれませんが、日常のコミュニケーションを心がけ、語りかけと温かい眼差しを向けることが大切です。ぜひ子どもに「あなたのことを大切に思っている」という気持ちを伝えてあげてください。

《参加者の声》

- ・先生が、はっきりスッパリ分かりやすく教えてくださったので良く分かりました。学校などで、子ども自身にも話を聞かせてあげたいと思いました。
- ・親がはずかしいと思わず、避けないようにもっと勉強しようと思う、良いきっかけになりました。
- ・子どもに聞かれた時の返答の仕方をどうしたらよいか、方向づけてくれてありがとうございました。
- ・とてもわかりやすかったです。具体的だったので、とても参考になりました。



講師：袋 珠美さん

(誕生学アドバイザー、パースコーディネーター)



☆内容☆

- ・男の子の心と身体の変化やその仕組み
- ・思春期の男の子との接し方
- ・子どもから出た性の質問にどのように答えるか
- ・異性を大切にできるように育むために親としてできることなど

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。
運動期間の初日である11月12日には、パープルリボンにちなんで東京タワーがパープル・ライトアップされるなど、全国各地で女性に対する暴力根絶の気運を高める運動が行われました。

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

八王子市では、この期間に合わせて講演会とパネル展を開催しました。



パープルリボン
(女性に対する暴力根絶のシンボル)

11月15日開催 「女性に対する暴力をなくす運動」期間講演会



子どもたちを守るために知ってほしいDVの話



よしざき まさお
講師: 吉祥 眞佐緒さん

(アウェア事務局長、一般社団法人エープラス(DV 被害者支援)代表)

今回は、「子どもたちを守る」ということに焦点を当て、長年DV被害者支援に携わっている吉祥さんを講師にお招きして講演会を開催しました。

若者の恋愛事情や、デートDVの現状と背景などを丁寧に説明していただき、子どもたちが見せるサインを見逃さずに保護者ができることなどを具体的に教示していただきました。最近はメディアにより「壁ドン」「アゴクイ」などが流行り、「暴力＝激しい恋愛」「強い束縛＝愛情」「独占する・される＝付き合う」といった、ゆがんだ恋愛観につながっています。

「親として、社会の一員として、加害者も被害者も生み出さない社会に！」
「決して他人事にしない！」との力強いメッセージを受け取りました。



《参加者の声》

- ・子どもたちへの正しい情報の伝え方の難しさを改めて知りました。子どもたちの現代社会における環境での生活実態が見えました。保護者や子どもたちに関わる方々に知っておくべき内容の講演会でした。
- ・DV、デートDVについて、改めて勉強することができました。自分の身近なところから、特に子どもたちについて、できることをしていきたいと思います。
- ・デートDVという言葉は知っていたが、DVとの違いなど詳細については知らないことだらけで、新たな気づきが多くあり、有意義な内容だった。自身の中のバイアスチェックにもなった。

11月11日(水)～11月26日(木)

女性に対する暴力をなくす運動パネル展

八王子駅南口総合事務所の多目的スペースにおいて、女性に対する暴力をなくす運動の紹介や、DV・デートDVについて防止・啓発するためのパネルを展示。

多くの方にご来場いただき、ありがとうございました。



3月に開催予定の講座

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 40歳からのフレッシュアップ講座～心もからだも健康に～
〔3月3日・10日・17日(全て木曜日) 午後2時～4時、全3回〕
- スマホやテレビによる子どもたちへの影響～メディアの情報を正しく理解するために～
〔3月26日(土) 午後2時～4時〕

女性活躍推進法 が成立しました！

平成27年8月28日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立し、同年9月4日に施行されました(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。1985年に男女雇用機会均等法が制定されてから30年となる節目の年に成立したこの法律。これからの日本における女性の活躍にどのような影響があるのでしょうか。法律の目的などを紹介します。



法の目的

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要です。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的としています。

基本原則

- ▶ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ▶ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

法の対象

正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、すでに働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性

※詳しくは、「内閣府男女共同参画局」のホームページや厚生労働省の「女性活躍推進法特集ページ」などでご覧いただけます。

この法律により、従業員301人以上の企業は、自社の女性活躍の状況を把握・分析した上で、「事業主行動計画」を策定することが義務付けられました(従業員300人以下の企業は努力義務)。女性活躍に関する状況は厚生労働省の「女性活躍・両立支援総合サイト」内で公表される予定です。就職活動などの際に確認してみたいかがでしょうか。

日本における働く女性の現状は、女性の能力が十分に発揮されているとは言えません。2020年までに女性の管理職比率を30%とする目標がありますが、まだまだほど遠く、国際的に見てもかなり低い水準にとどまっています(下図参照)。女性にとって働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい職場でもあります。男女役割分業を前提とした働き方やワークライフバランスの問題などを見直すきっかけになることを期待します。

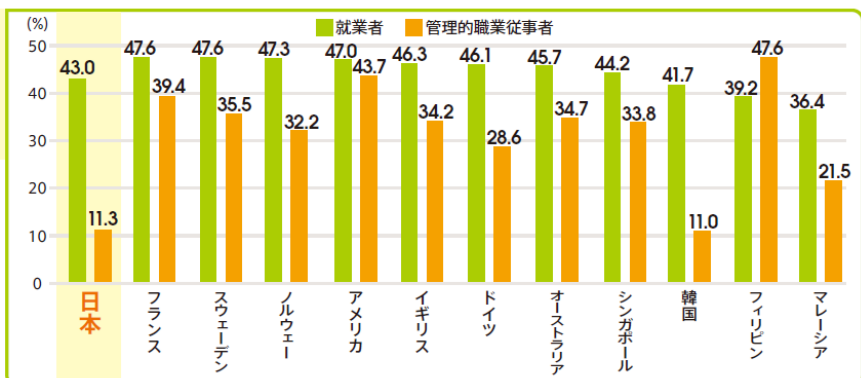
内閣府・男女共同参画推進会議「ひとりひとりが幸せな社会のために」から引用

図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)

就業者に占める女性割合に比べると、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的に見て低い水準にとどまっています。

備考

- 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成26年)、独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2014」より作成。
- 日本は平成26年、その他の国は2012(平成24)年の値。
- 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。



女性のための相談



一人で悩まないで。困ったときは相談を。

専用電話 042-648-2234

- ・プライバシーは守ります。
- ・相談はいずれも無料です。
- ・託児もあります。
(満1歳～未就学児 予約制)

専門相談 *事前に電話でご予約ください。

夫婦・家族間の不和・もめ事の悩み、生き方や人間関係、交際相手との悩み、女性の人権に関わることや法的な相談に、専門の女性相談員が応じます。

- ★女性のための相談(専門相談員)
木曜日：午後1時～午後4時
- ★女性のためのカウンセリング
(心理カウンセラー)
水・土曜日：午前9時～正午
第2・3金曜日：午後4時～午後7時
第4月曜日：午後1時～午後4時
- ★女性のための弁護士相談(弁護士)
第4土曜日：午後2時～午後5時

電話相談

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、男女共同参画センターの相談員がお話を伺います。
(年末年始はお休み)

月～土曜日：午前9時～午後7時
日曜日、祝・休日：午前9時～午後5時



クリエイトホールまでは・・・
JR八王子駅から徒歩4分
京王八王子駅から徒歩4分
★駐車場はありませんので、車でお越しの方は八王子駅北口地下駐車場(有料)などをご利用ください。



百年の彩りを 次の100年の輝きへ

◆ 八王子市男女共同参画センター

〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

電話 042-648-2230

相談専用電話 042-648-2234

ファックス 042-644-3910

メール b050900@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/33852/danjokyodo/index.html>

◆ 開館時間

月～土曜日 午前9時～午後7時

日曜日、祝・休日 午前9時～午後5時

◆ 休館日

年末年始(12月29日～1月3日)

原則毎月第1火曜日

民間団体によるDV相談

DVホットライン八王子

女性のための電話相談です。秘密厳守します。

電話相談： 月曜日 午前9時～12時

お問合せ： 042-626-8258

れんこんの会 (女性のためのサポートグループ)

日時： 第2土曜日 午後2時～4時

第4木曜日 午前10時～12時

お問合せ： 080-5039-9374

いっぽの会 (まず、一歩。女性同士の語り合いの会)

日時： 第1・第3金曜日

午後1時30分～3時30分

お問合せ： 090-6338-4391

090-7408-1372



編集・発行

八王子市男女共同参画センター

男女共同参画センターの情報を
携帯電話で読み込むことができます。

